



独立行政法人福祉医療機構

平成22年度

福祉貸付事業

融資のご案内

## 民間活動応援宣言

# 福祉と医療の民間活動を応援します！

## 経営理念

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

## 経営理念の実現に向けて



福祉貸付事業

医療貸付事業

経営支援事業

WAMNET事業

社会福祉  
振興助成事業

退職手当共済事業

心身障害者  
扶養保険事業

年金担保貸付事業・  
労災年金担保貸付事業

承継年金住宅融資等  
債権管理回収業務

# WAM

WELFARE AND MEDICAL SERVICE

## I 福祉貸付事業

■福祉貸付事業の概要	1
■融資の流れ	3
■融資の対象	5
■融資の窓口	7
■融資の内容	9
○融資限度額	9
基準事業費・法的・制度的補助金・融資率	
○融資条件	11
利率・償還期間・据置期間・償還方法・担保・保証人	
■融資条件の優遇措置	13
○介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇	13
○社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇	14
○スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇	15
○保育所及び放課後児童クラブの整備に係る融資率の引き上げ	16
○療養病床のケアハウス等への転換事業に係る融資条件の優遇	17
○障害者の就労支援事業の推進に係る融資率の引き上げ	17
○アスベスト対策事業等に係る融資条件の優遇	18
○無利子貸付	18
■民間金融機関との協調融資(併せ貸し)の概要	19
■平成22年度 定員1人(1施設)あたりの基準単価一覧表	21
■機構借入金の算出例	23
■<参考>収支モデルと借入金上限の考え方(例)	24
■受託金融機関一覧表	25
■<参考>貸付利率表	27

## II 経営支援事業 28

## III WAMNET事業 29

## IV 社会福祉施設職員等退職手当共済事業 30

## 福祉貸付事業の概要

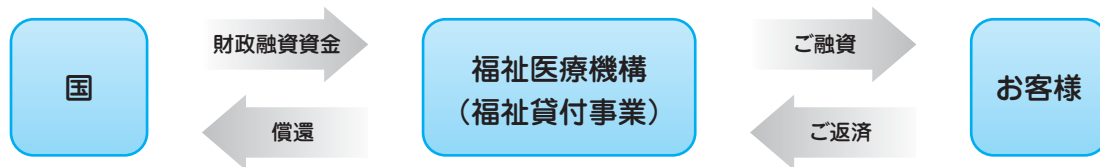
### 融資の目的

福祉医療機構の福祉貸付事業は国の福祉政策に即して社会福祉法人など民間の社会福祉事業施設等に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援しています。

社会福祉事業施設に対しては、国及び地方公共団体が整備費の一部を補助していますが、機構は不足する資金の一部を貸し付けることで、福祉基盤の整備を支援しています。

### 融資の仕組み

福祉貸付事業は国から財政融資資金を借り入れることによりお客様への融資を行っています。



### 対象となる施設及びお客様

多様な施設に対してのご融資をされており、ご利用されるお客様も様々です。対象となる施設及びお客様の詳細は5・6ページをご覧ください。

#### 《対象となる施設》

特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設、保育所等の児童福祉施設、障害者支援施設等の障害者福祉施設、その他救護施設 等

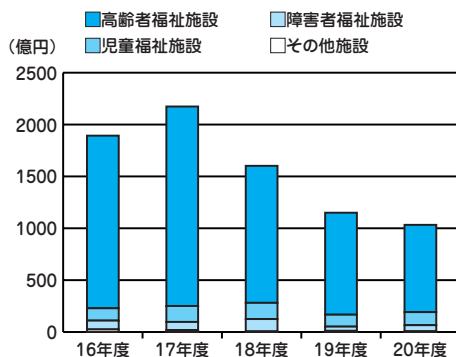
#### 《対象となるお客様》

社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、一般社団・一般財団法人、宗教法人、NPO法人 等

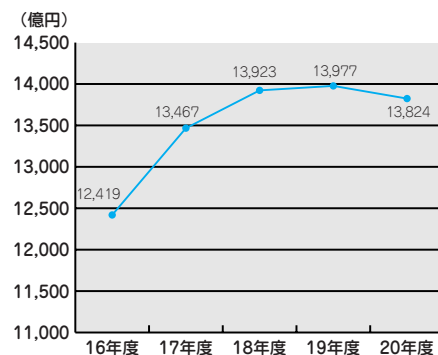
### 福祉貸付事業の融資実績

福祉貸付事業は高齢者施設をはじめとして様々な施設へのご融資を行っております。近年では障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス事業、また保育所などのお申し込みも増えています。

#### 《融資実績の推移》



#### 《融資残高の推移》



## 借入申込書のダウンロード方法

- 1 福祉医療機構のホームページを検索します。

福祉医療機構

検索

- 2 検索結果の [独立行政法人福祉医療機構トップページ](#) をクリックします。
- 3 『各事業のご案内』から『福祉貸付事業』をクリックします。
- 4 福祉貸付事業のメニューから『福祉貸付資金借入申込書類』をクリックします。



独立行政法人福祉医療機構

トップページへ

サイトマップ

### 福祉貸付事業

[前の画面へもどる](#)

#### 平成21年度福祉貸付資金借入申込書類

##### 【建築資金・設備備品整備資金・土地取得資金の借入申込書類】

- 一括ダウンロード用ファイル (ZIP形式) (1.5MB)  
※ 参考様式は含まれていません。

- 個別ダウンロード

書類名	ファイル
借入申込書類一覧	PDFファイル(156KB)
借入申込書様式	ワードファイル(116KB)
意見書様式	エクセルファイル(52KB)
借入金算出内訳(平成21年度補助事業用)様式	エクセルファイル(60KB)
法人の概況様式(既設法人用)	ワードファイル(62KB)
法人の概況様式(創設法人用)	ワードファイル(56KB)
建築工事費等見積書様式	ワードファイル(63KB)
建築資金等の贈与者の状況様式	ワードファイル(57KB)

- 5 借入申込書類すべてを一括してダウンロードする場合は、こちらをクリックします。

- 6 借入申込書類を様式ごとに個別ダウンロードする場合は、個別にクリックします。  
(インターネットエクスプローラをご使用の場合) 文書をファイルとして保存するには、右クリックをし、「対象をファイルに保存」を選択してください。

※画面イメージは平成21年度版です。

機構からの借入額を試算したいときは、『借入金算出内訳』をダウンロードして下さい。

ダウンロードによる入手が困難な場合は、当機構に直接ご請求ください。ご郵送による配布も行っております。

## 融資の流れ

ご相談の前にご確認下さい。

・既に建築業者との契約が成立していませんか？

※事前契約・着工は原則融資の対象となりませんので、事前にご相談下さい。

### ① ご相談

融資による資金調達をご検討されている場合、まずは融資相談係にお問い合わせ下さい。

以下の書類をご準備いただきますと、より具体的な内容のご相談にも対応できます。

- ①整備計画 ②資金計画
- ③直近の決算書
- ④計画建物の配置図・平面図
- ⑤計画敷地の公図や住居地図

### 代理貸付のお客様

認知症高齢者グループホーム等を整備されるNPO法人、営利法人のお客様は代理貸付のお取扱いとなりますので、受託金融機関の窓口にご相談下さい。(代理貸付の対象となる施設種別等につきましてはP8を、受託金融機関一覧についてはP25・26をご参照下さい。)

なお、次のページに記載している「受理」と「審査」に要する期間は直接貸付の場合であり、代理貸付の場合は更にお時間を要する場合がありますのでご了承ください。

### ① ご相談

### ② お申込み

#### ◆借入限度額は？

当機構の定める基準単価を用いて算出した機構基準事業費の合計と実際事業費の合計を比較し、低い方から補助(交付)金を差し引き、融資率を乗じて算出します。

#### ◆金利は？

対象施設により異なります。金利は毎月変動しており、貸付契約締結時点の利率が適用されますので、機構までお問い合わせください。

#### ◆借入期間は？

施設種類や建築構造等によって異なりますが、最長で25年です。

#### ◆担保は？

原則として、所有者を問わず、建物と敷地の担保提供が必要です。

#### ◆保証人は？

原則として連帯保証人(法人代表者等)が必要ですが、社会福祉法人の場合はオンコスト保証制度(P12参照)の選択も可能です。

### ② お申込み

お申込みの時期は以下の通りです。

- ・創設法人で国庫補助対象事業の場合  
→補助協議後速やかにお申込み下さい。
- ・国や自治体等から補助を受ける場合  
→補助内示後にお申込み下さい。
- ・上記以外の場合  
→事業計画が確定しましたらお申込み下さい。

※提出書類は機構HPからダウンロードできます。

《地域密着型特別養護老人ホーム》



### ③ 受理

- ・ 申込書到着後、通常2週間程度で「借入申込受理票」をご郵送致します。
- ・ 事前に融資相談をされていなかったり、償還・担保などに著しい問題点が見受けられたりした場合には、さらにお時間を頂く場合があります。
- ・ 受理の段階では融資の可否は確定していません。
- ・ 受理票がお手元に届くまでは、**建築、解体、造成または売買の契約を締結されないようお願い致します。**

### ⑤ 契約締結・資金交付

- ・ 融資決定、貸付契約の締結、抵当権の設定手続きを終えた後、お客様とご相談のうえ、送金致します。



### ④ 審査

- ・ ご提出いただいた書類を元にご融資の可否を決定致します。決定後、「貸付内定通知書」をご郵送致します。
- ・ 借入受理から貸付内定まで通常で概ね2～3ヶ月程度の審査期間をいただいております。
- ※内定取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

### ⑥ 事業完成報告

- ・ 建物の登記が完了しましたら、ご提出いただきます。
- ・ 提出いただきたい書類につきましては、こちらから予めご郵送致します。

当機構がお客様に提供するサービスの透明性を高めるため、また、質の高い福祉・介護サービス提供基盤の普及を図るために、融資相談から事業完了までについて、当機構において定めた「融資のポイント(ガイドライン)」に基づいて手続きを進めさせていただきます。

なお、「融資のポイント(ガイドライン)」については、平成22年4月から当機構のホームページに掲載する予定です。

## 融資の対象

国や地方公共団体、民間団体の補助金（助成金）対象事業として採択された事業のほか、以下のような事業もご融資の対象となります。

- 老朽化した建物の改築・修繕事業
- 療養病床のケアハウス等への転換事業（P17参照）
- 障害者の就労支援推進に係る事業（設備整備資金及び運転資金）（P17参照）
- アスベスト対策事業（P18参照）
- 災害復旧事業（P18参照）
- 地方公共団体が真に必要と認める社会福祉法人等が整備する事業

### 融資の対象施設・事業

#### 高齢者福祉施設

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム
- ・ ケアハウス
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 認知症高齢者グループホーム※
- ・ 老人デイサービスセンター※
- ・ 老人短期入所施設※

#### 児童・母子福祉施設

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 助産施設</li> <li>・ 乳児院</li> <li>・ 母子生活支援施設</li> <li>・ 児童養護施設</li> <li>・ 児童自立支援施設</li> <li>・ 知的障害児施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害児通園施設</li> <li>・ 盲ろうあ児施設</li> <li>・ 肢体不自由児施設</li> <li>・ 重症心身障害児施設</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設</li> <li>・ 児童家庭支援センター</li> </ul> |
|---|--|

- ・ 母子福祉センター
- ・ 母子休養ホーム

- ・ 婦人保護施設

### 融資を受けられる方

- 社会福祉法人
- 日本赤十字社
- 一般社団・一般財団法人
- 医療法人
- 営利法人・NPO法人等（代理貸付）  
（左記の※印の施設のみ対象。お申込み金額が3億5千万円を超える場合は直接貸付のお取扱い。）

- 社会福祉法人
- 日本赤十字社
- 一般社団・一般財団法人
- 宗教法人

- 社会福祉法人
- 日本赤十字社
- 一般社団・一般財団法人

- 社会福祉法人
- 日本赤十字社



### 障害者福祉施設

<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業所</li> <li>自立訓練事業所</li> <li>就労移行支援事業所</li> <li>就労継続支援事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアホーム</li> <li>グループホーム</li> <li>福祉ホーム</li> <li>地域活動支援センター等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>一般社団・一般財団法人 (障害福祉サービス事業のうち行動援護に係る施設及び移動支援事業に係る施設を除く。)</li> <li>医療法人</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>旧法関連施設</li> <li>身体障害者更生施設</li> <li>身体障害者授産施設</li> <li>知的障害者更生施設</li> <li>知的障害者授産施設</li> <li>精神障害者生活訓練施設</li> <li>精神障害者授産施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者療護施設</li> <li>知的障害者通勤寮</li> <li>知的障害者福祉工場</li> <li>精神障害者福祉工場</li> <li>精神障害者福祉ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>一般社団・一般財団法人 (旧知的障害者福祉法関連施設を除く。)</li> <li>医療法人 (旧知的障害者福祉法及び旧身体障害者福祉法関連施設を除く。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>補装具製作施設</li> <li>点字出版施設</li> <li>視聴覚障害者情報提供施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字図書館</li> <li>盲導犬訓練施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>一般社団・一般財団法人</li> </ul>

### 保護施設等

<ul style="list-style-type: none"> <li>救護施設</li> <li>更生施設</li> <li>授産施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿所提供施設</li> <li>社会事業授産施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> </ul>
--	--	--

### その他施設

<p>上記に掲げるもののほか、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業施設（介護老人保健施設及び医療施設は医療貸付の対象となります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>医療法人 (厚生労働大臣が定める事業に限る。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護法人</li> <li>一般社団・一般財団法人</li> </ul>
<p>特定有料老人ホーム（老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームであって以下のいずれにも該当するもの）</p> <p>①老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームに隣接した場所に設置するもの。</p> <p>②定員が50人未満のもの。</p> <p>③利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人 (老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを現に経営する者に限る。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業施設の職員等の研修のための施設</li> <li>保育士養成施設</li> <li>社会福祉士及び介護福祉士養成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> </ul>

## 融資の窓口

### 直接貸付

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、当機構の本部または大阪支店が窓口となります。

#### 施設の開設地が西日本のお客様 独立行政法人福祉医療機構（大阪支店）

〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14  
イトウビル3階  
福祉審査課融資相談係 TEL(06)6252-0216  
FAX(06)6252-0257



#### 施設の開設地が東日本のお客様 独立行政法人福祉医療機構（本部）

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13  
神谷町セントラルプレイス9階  
福祉審査課融資相談係 TEL(03)3438-9298  
FAX(03)3438-0583

### 代理貸付

代理貸付の対象となる融資（次ページ参照）のご相談とお申込みにつきましては、当機構の代理店（受託金融機関）が窓口となります。

#### ● 当機構の代理店

全国の都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合信用金庫、信用組合の本・支店  
※代理店（受託金融機関）一覧については、P25・26をご参照ください。

## 代理貸付の対象となる事業について

下表にあてはまるもので、原則、国や地方公共団体等の補助等対象事業として採択された事業がご融資の対象となります。

貸付けの対象となる施設及び事業	貸付けの相手方	借入申込金額
認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 老人短期入所施設	営利法人 NPO法人 等	3億5千万円以下(※)

※ 借入申込金額が3億5千万円を超えるものについては、直接貸付でのお取扱いとなります。

### 【国や地方公共団体等の補助金】

- 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
- 地方公共団体等の補助金
- 財団法人JKAなどの民間補助団体の助成金

ただし、次の条件を満たすものについては、補助金等の交付を受けないものについても融資の対象となります。

- 自治体の整備計画に則った事業であること(借入申込書に添付する自治体からの「意見書」に、整備計画に則った事業である旨が明記されていること)
- 福祉・介護関連事業が主となる事業(概ね5割以上)であること
- 原則として、過去2ヶ年において課税償却前利益が黒字であること

## 融資の内容

$$\text{① (基準事業費一法的・制度的補助金)} \times \text{② 融 資 率} = \text{③ 融資限度額 (}\geq \text{借入申込額)}$$

※貸付金額は10万円単位、貸付最低金額は200万円となります。(特定有料老人ホームについては、貸付金額は200万円単位となります。)  
 ただし、償還財源(収支差額)の見込みによっては、上記の融資限度額でのご融資ができない場合があります。  
 また、上記の算定式で算定した融資限度額より担保評価額の70%が低い場合は、担保評価額の70%が融資限度額となります。

### 1 基準事業費

当機構の定める基準単価を用いて算出した機構基準事業費の合計と実際事業費の合計とを比較して、金額の低い方を用います。

なお、基準単価は、P21・22にてご確認ください。

貸付金の種類	対象費用	基準事業費
建築資金  (建物の新築、改築、 拡張、改造・修理、 購入)	<b>【建築工事費】</b> 大型設備等工事費、特殊工事費に 該当しない一切の工事費 〔敷地造成工事(敷地の造成、整地、 擁壁工事に要する費用)を含む。〕	1人(1施設)当たりの基準単価 ×利用人数(施設数)
	<b>【大型設備等工事費】</b> 介護用リフト等の整備に要する費用	機構が必要と認めた額
	<b>【特殊工事費】</b> ・解体撤去工事費:既存建物の解体、 撤去工事に要する費用 ・仮施設整備工事費:仮施設設 の建築工事に要する費用	機構が必要と認めた額
	<b>【設計監理費】</b> 建物の設計及び監理に要する費用	建築工事費、大型設備等工事費及 び仮施設整備工事費の5%
設備備品整備資金 (同資金単独申込みの場合)	機械器具、備品の購入、取付工事等 に要する費用	1人(1施設)当たりの基準単価 ×利用人数(施設数)
土地取得資金 (創設法人の場合は、お申込み できません。)	施設の用に供するための土地の取 得に要する費用  (平成23年度までの間、介護職員処遇改善等 臨時特例基金における「定期借地権利用に よる整備促進特別対策事業」の対象となる「一 時金」を含みます。)	実際土地取得単価×融資対象建物 の建築確認上の延床面積×3倍  (実際土地取得面積が融資対象建物の建築 確認上の延床面積×3倍に満たない場合は、 実際土地取得費が基準事業費になります。)

### 2 法的・制度的補助金

- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金(都道府県等の負担分を含む。)
- ・ 都道府県・市町村が交付する補助金等(介護基盤等緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備等交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、安心こども基金、次世代育成支援対策交付金等)
- ・ 地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金
- ・ 財団法人JKA補助金
- ・ 日本船舶振興会(日本財団)補助金
- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構助成金
- ・ 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- ・ こども未来財団助成金
- ・ 上記の他、当機構が別に定める補助金

### 3 融資率

区分	90%	80%	75%
高齢者福祉施設		○養護老人ホーム	○特別養護老人ホーム ○ケアハウス ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○認知症高齢者グループホーム ○老人デイサービスセンター ○老人短期入所施設 ○生活支援ハウス
児童・母子福祉施設	○保育所 ○放課後児童健全育成事業所	○知的障害児施設 ○自閉症児施設 ○知的障害児通園施設 ○盲児施設 ○ろうあ児施設 ○難聴幼児通園施設 ○肢体不自由児施設 ○肢体不自由児通園施設 ○肢体不自由児療護施設 ○重症心身障害児施設 ○情緒障害児短期治療施設 ○乳児院(老朽整備事業) ○母子生活支援施設(老朽整備事業) ○児童養護施設(老朽整備事業) ○自立援助ホーム	○助産施設 ○乳児院 ○母子生活支援施設 ○児童養護施設 ○児童自立支援施設 ○児童家庭支援センター ○児童館 ○児童遊園 ○母子福祉センター ○母子休養ホーム ○婦人保護施設
障害者福祉施設		○障害福祉サービス事業等(※1) (福祉ホームを除く) ○障害者支援施設	○福祉ホーム ○補装具製作施設 ○点字出版施設 ○視聴覚障害者情報提供施設 ○盲導犬訓練施設 ○点字図書館
保護施設等		○救護施設(老朽整備事業)	○救護施設 ○更生施設 ○授産施設 ○宿所提供施設 ○社会事業授産施設
その他施設			○更生保護施設 ○社会福祉士養成施設 ○介護福祉士養成施設 ○保育士養成施設 ○職員研修施設
区分	70%		
	○認知症高齢者グループホーム《代理貸付の場合》 ○老人デイサービスセンター《代理貸付の場合》 ○老人短期入所施設《代理貸付の場合》 ○旧法関連施設(※2)		
	○特定有料老人ホーム		

※1 障害福祉サービス事業等  
生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、ケアホーム、グループホーム、療養介護事業所、地域活動支援センター等

※2 旧法関連施設  
知的障害者更生施設、知的障害者福祉工場、知的障害者通勤寮、知的障害者授産施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者療護施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場

(注) 上記に関わらず、融資率が優遇される場合があります。(P13～18参照)

## 融資条件

### 利 率

(P.27の<参考>貸付利率表をご参照下さい)

- 1 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 2 償還期間が10年を超える場合は、以下の方法のいずれかを選択していただきます。

(注) 金銭消費貸借契約締結後に金利制度を変更することはできません。

#### 〔完全固定金利制度〕

金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定し適用されます。

#### 〔10年経過後金利見直し制度〕

10年経過時点で利率の見直しが行われます。見直し時の金利は、金利見直し日の利率が新たに適用されます。

### 償還期間

区 分		償 還 期 間			
		建 築 資 金		設 備 備 品 整 備 資 金	土 地 取 得 資 金
貸付金額	貸付金の種類	耐 火 構 造 (準耐火を含む。)	耐 火 構 造 以 外		
		500万円以下		5年以内	5年以内
500万円超 1,000万円以下		10年 /	10年 /	10年 /	10年 /
1,000万円超 1,500万円以下		15年 /	15年 /	15年 /	15年 /
1,500万円超 2,000万円未満		19年 /	15年 /	15年 /	19年 /
	2,000万円以上	20年 / (※1)	15年 /	15年 /	20年 / (※1)

※1 ユニット型特別養護老人ホームの場合、「25年以内」となります。

※2 貸付金の種類が2種類以上ある場合の償還期間は、償還期間の長期のものを適用し、その場合の貸付金額は合計額によります。

### 据置期間

設置・整備資金における元金の償還については、償還期間等に応じて3年以内の据置期間を設けることができます。

区 分	償還期間5年超	償還期間5年以内
据置期間	2年以内(※)	1年以内

※ユニット型特別養護老人ホームで、償還期間「25年以内」の対象となる資金については、「3年以内」となります。

## ● 代理貸付における償還期間・据置期間等

代理貸付におきましては、償還期間・据置期間等のお取扱いが直接貸付と異なりますのでご注意ください。

償還期間	据置期間	元金の償還方法	利息の支払い方法
15年以内	2年以内	元金均等3か月賦償還	3か月毎(年4回の後払い)

## 償還方法

元金の償還方法及び利息の支払い方法は、以下の3通りがありますが、原則、毎月償還としていただいています。

区 分		利息の支払い方法
元金の償還方法	元金均等毎月償還 →	毎月(年12回の後払い)
	元金均等3か月賦償還 →	3か月ごと(年4回の後払い)
	元金均等年賦償還 →	6か月ごと(年2回の後払い)

なお、ご返済につきましては、平成21年度より「預金口座振替(銀行自動引き落とし)」がご利用いただけるようになりました。

## 担 保

原則として、所有者を問わず、次に該当する物件の担保提供が必要となります。

- 1 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地(原則として、抵当権は第1順位)
  - 2 上記1の敷地上に建築する(存在している)全ての建物
  - 3 上記1の敷地上に設定する(設定している)地上権
- ※1 融資対象となる施設又は事業所を建築するために建築基準法上必要とされる土地(公道に接するまでの進入路も含む)のほか、駐車場や分場の土地なども含みます。
- ※2 上記に該当する物件以外に、債権保全上、追加して担保提供が必要となる場合がありますので、予めご了承下さい。

## 保証人

保証人については、次のいずれかを選択していただきます。

- 1 法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。
  - 2 オンコスト保証制度(※)を利用する。(社会福祉法人のみ)
- ※ オンコスト保証制度  
貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度です。(ただし、ご利用の対象は社会福祉法人のみです。また、貸付金額が300万円以下の場合等で、無担保による貸付けを受ける場合、オンコスト保証制度はご利用になれません。)

なお、平成22年度における上乗せ利率は0.05%です。

### ● 融資における留意点

#### ◆任意繰上償還

償還期限前に任意に借入金の一部(又は全額)を繰上償還する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくと同時に、繰上償還額に加えて機構が算定する「弁済補償金」をお支払いいただくことが必要となります。

#### ◆違約金

次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

- (1) 貸付金を定められた用途以外に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合。
- (2) 虚偽の申告もしくは報告をし又は必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合又は貸付金について借入を要しないこととなった場合。
- (3) 貸付金をもって建設した建物もしくは購入した土地を、貸付の対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合。

## 融資条件の優遇措置

### 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇

次表のとおり、特別養護老人ホーム等の整備事業に対しては、融資率及び貸付利率を優遇します。  
(取扱期間は平成24年3月31日まで)

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備するもの

対象施設	融資を受けられる方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
特別養護老人ホーム(地域密着型)	社会福祉法人 日本赤十字社	75%	90%	最初の5年間 通常▲0.6%
ケアハウス(地域密着型)	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人			
小規模多機能型居宅介護事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 一般社団・一般財団法人			
認知症高齢者グループホーム	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人			
	上記以外の法人(※)	70%		最初の5年間 通常▲1.0%
認知症対応型デイサービスセンター	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 一般社団・一般財団法人	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
	上記以外の法人(※)	70%		最初の5年間 通常▲1.0%

(※)にかかるとかかる3億5千万円以下のお申込は代理貸付でのお取扱いとなります。

(2) 都道府県(政令市・中核市を含む)からの補助を受けて整備するもの

対象施設	融資を受けられる方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
養護老人ホーム	社会福祉法人 日本赤十字社	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
特別養護老人ホーム(広域型)	社会福祉法人 日本赤十字社	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
ケアハウス(広域型)	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人			



## 社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇

次表のとおり、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けて障害者支援施設等を耐震化する事業に対しては、融資率及び貸付利率を優遇します。

(取扱期間は平成24年3月31日まで)

対象施設	融資を受けられる方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
障害者支援施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団・公益財団法人 特例民法法人	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮	社会福祉法人	70%		
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所)	社会福祉法人 医療法人			
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団・公益財団法人 特例民法法人	80%		
助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童自立支援施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団・公益財団法人 特例民法法人	75%		
救護施設 更生施設	社会福祉法人 日本赤十字社			
婦人保護施設	社会福祉法人			

## スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇

次表のとおり、障害者支援施設等にスプリンクラーを整備する事業に対しては、融資率及び貸付利率を優遇します。

(取扱期間は平成24年3月31日まで)

### (1) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けて整備するもの

対象施設	融資を受けられる方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
障害者支援施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団・公益財団法人 特例民法法人	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
共同生活介護事業所 (ケアホーム) 共同生活援助事業所 (グループホーム)	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 公益社団・公益財団法人 特例民法法人 NPO法人			
短期入所事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 公益社団・公益財団法人 特例民法法人			
福祉ホーム	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 公益社団・公益財団法人 特例民法法人	75%		
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮	社会福祉法人	70%		
精神障害者福祉ホームB型	社会福祉法人 医療法人	80%		
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団・公益財団法人 特例民法法人			
乳児院	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団・公益財団法人 特例民法法人			
救護施設	社会福祉法人 日本赤十字社	75%		

## (2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備するもの

対象施設	融資を受けられる方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
養護老人ホーム	社会福祉法人 日本赤十字社	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
特別養護老人ホーム	社会福祉法人 日本赤十字社	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
老人短期入所施設	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 一般社団・一般財団法人			
	上記以外の法人	70%		最初の5年間 通常▲1.0%
有料老人ホーム	法人	—		最初の5年間 社会福祉事業施設の利率 ▲0.5%
小規模多機能型居宅介護事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 一般社団・一般財団法人	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
	上記以外の法人	—		最初の5年間 社会福祉事業施設の利率 ▲0.5%
認知症高齢者グループホーム	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
	上記以外の法人	70%		最初の5年間 通常▲1.0%

## 保育所及び放課後児童クラブの整備に係る融資率の引き上げ

次表のとおり、保育所の整備事業及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備事業に対しては、融資率を引き上げます。

（取扱期間は平成23年3月31日まで）

対象施設	融資を受けられる方	融資率	
		通常	引き上げ後
保育所	社会福祉法人 日本赤十字社 一般社団・一般財団法人 宗教法人	80%	90%
放課後児童クラブ	社会福祉法人 日本赤十字社	75%	

## 療養病床のケアハウス等への転換事業に係る融資条件の優遇

療養病床のケアハウス等への転換にかかる事業につきましては、以下のとおり融資率及び貸付利率を優遇します。

なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、療養病床からの転換事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

（取扱期間は平成24年3月31日まで）

対象施設	融資を受けられる方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
特別養護老人ホーム	社会福祉法人 日本赤十字社	75%	90%	通常▲0.1%
ケアハウス 小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス	社会福祉法人 日本赤十字社 一般社団・一般財団法人 医療法人			
認知症高齢者グループホーム	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人			
特定有料老人ホーム	社会福祉法人	70%	90%	通常▲0.5%
一般有料老人ホーム	社会福祉法人 一般社団・一般財団法人 医療法人	—	90%	社会福祉事業施設の利率
有料老人ホーム（基盤整備 促進法に基づくものに限る）	社会福祉法人 一般社団・一般財団法人 営利法人	70%	90%	通常▲0.5%
生活支援ハウス 認知症高齢者グループホーム	特定非営利活動法人 営利法人（※）	70%	90%	通常▲0.5%

（※）にかかる3億5千万円以下のお申込は代理貸付でのお取扱いとなります。

## 障害者の就労支援事業の推進に係る融資率の引き上げ

障害者の就労支援事業において、賃金又は工賃水準の向上を図るための設備整備資金及び運転資金に係る融資につきましては、融資率を引き上げます。

なお、融資率の引き上げにあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、障害者の就労支援事業推進のための賃金等向上事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

（取扱期間は平成24年3月31日まで）

対象施設の種類	融資率	
	通常	引き上げ後
就労移行支援事業 就労継続支援事業	80%	90%
旧法福祉工場 旧法授産施設	70%	

## アスベスト対策事業等に係る融資条件の優遇

アスベスト対策事業、耐震化に係る改築・修繕事業及び災害復旧事業につきましては、以下のとおり融資条件を優遇します。

なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、アスベスト対策事業等に該当すると認めていただくことが必要となります。

### アスベスト対策事業

（取扱期間は平成23年3月31日まで）

対象施設	融資率		貸付利率
	通常	引き上げ後	
社会福祉事業施設 （介護関連施設を除く。）	75%	80%	通常と同じ
	80%		通常と同じ
介護関連施設	75%		通常▲0.05%
保育士・社会福祉士・介護福祉士養成施設 職員研修施設			通常▲0.10%
特定有料老人ホーム 認知症高齢者グループホーム等 （特定非営利活動法人又は営利法人等が行う場合）（※）			70%

（※）にかかる3億5千万円以下のお申込は代理貸付でのお取扱いとなります。

### 災害復旧事業

（融資率の引き上げは平成23年3月31日まで）

対象施設	融資率		貸付利率		
	通常	災害復旧			
社会福祉事業施設 （介護関連施設を除く。）	75%	80%	全期間無利子		
	80%				
介護関連施設	75%				
保育士・社会福祉士・介護福祉士養成施設 職員研修施設				70%	通常と同じ
特定有料老人ホーム 認知症高齢者グループホーム等 （特定非営利活動法人又は営利法人等が行う場合）（※）					

（※）にかかる3億5千万円以下のお申込は代理貸付でのお取扱いとなります。

## 無利子貸付

次の事業については、利子を徴しないものとします。

- ①国庫補助による老朽民間社会福祉施設整備事業
- ②国庫補助による既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ③国庫補助による地震対策緊急整備事業
- ④国庫補助による地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- ⑤災害復旧事業

## 民間金融機関との協調融資（併せ貸し）の概要

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、当機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資制度を導入しております。

社会福祉事業施設の施設整備について、民間金融機関からの資金調達が必要な場合は、当該協調融資制度をご活用ください。

### 【ご利用のメリット】

- ①資金計画において自己資金が不足した場合、覚書を締結した金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ②整備された建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保として供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

【利用に必要な書類】～指定様式は、ご利用予定の協調融資覚書締結金融機関にて入手されるか又は当機構ホームページよりダウンロードできます。～

#### ①連絡様式

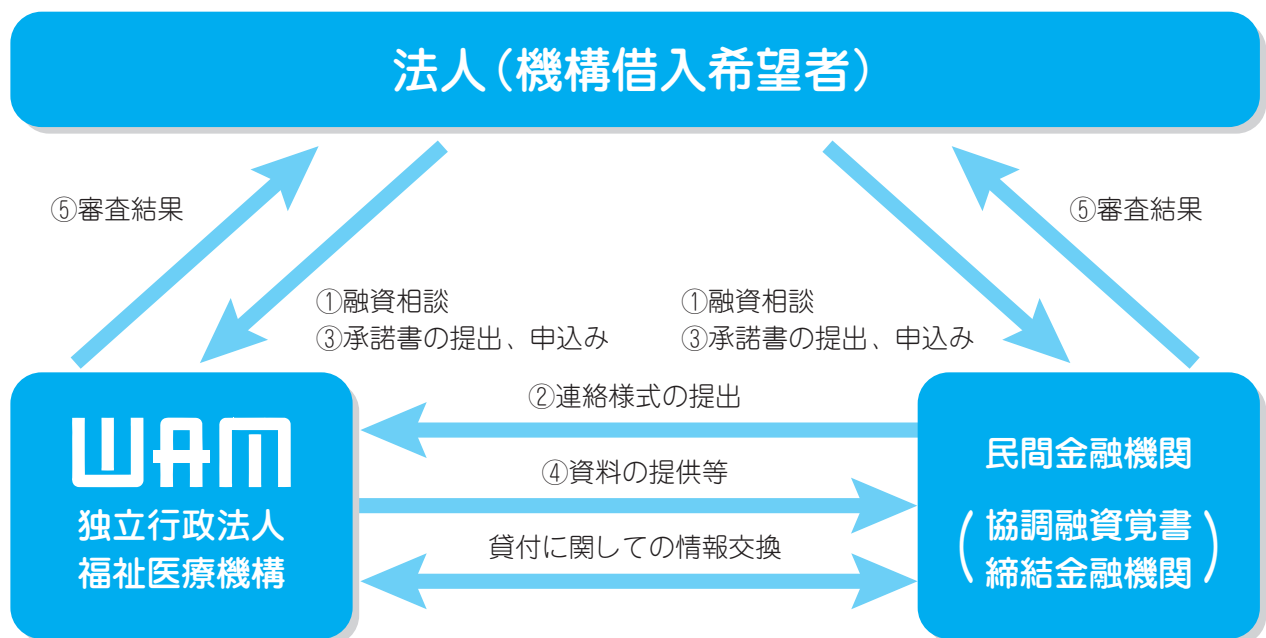
この制度を利用する際、協調融資覚書締結金融機関から当機構へ提出いただく様式です。

#### ②承諾書（機構提出用及び金融機関提出用）

この制度を利用される法人が、機構と金融機関との間において審査に関わる法人情報を双方に情報交換を行うことに対して承諾いただく様式です。借入申込時に当機構及び金融機関に提出してください。

### 【留意点】

- ・この制度を利用する際は、あらかじめ、当該施設を管轄する地方公共団体にご相談ください。
- ・融資の決定、融資条件等については、当機構と民間金融機関において各々の基準により取扱うこととなります。



# 協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成22年3月1日現在)

	金融機関名(順不同)				
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
青 森	みちのく銀行	青森銀行			
	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
岩 手	花巻信用金庫	一関信用金庫			
	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
福 島	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	
	常陽銀行	茨城県信用組合	関東つくば銀行	土浦農業協同組合	水戸信用金庫
茨 城	結城信用金庫				
	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	
栃 木	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
群 馬	埼玉信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫
	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
千 葉	千葉信用金庫				
	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
東 京	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱東京UFJ信託銀行	東京スター銀行
	多摩信用金庫	亀有信用金庫			
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫		
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	
	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
福 井	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会		
	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	
山 梨	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	岐阜銀行				
岐 阜	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
静 岡	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合				
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
三 重	名古屋銀行	東春信用金庫	知多信用金庫		
	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	
滋 賀	滋賀銀行	びわこ銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫
	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
京 都	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	摂津水都信用金庫				
大 阪	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
兵 庫	但陽信用金庫				
	奈良銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	
奈 良	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
	鳥取銀行	米子信用金庫			
鳥 取	島根銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
	山陰合同銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
島 根	中国銀行	備前信用金庫			
	おかやま信用金庫	広島銀行	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
岡 山	山口銀行	西京銀行	しまなみ信用金庫		
	阿波銀行	徳島銀行			
山 口	徳島銀行				
	香川銀行	高松信用金庫			
徳 島	百十四銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
	伊予銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
香 川	四国銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	愛媛銀行	佐賀共栄銀行			
愛 媛	福岡銀行	親和銀行			
	佐賀銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	
高 知	十八銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫		
	福岡銀行	宮崎太陽銀行			
福 岡	佐賀銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	肥後銀行	沖繩銀行	沖繩海邦銀行		
熊 本	大分銀行	信金中央金庫	商工組合中央金庫		
	宮崎銀行				
大 分	宮崎銀行				
	鹿兒島銀行				
宮 崎	鹿兒島銀行				
	琉球銀行				
鹿 児 島	信金中央金庫				
	商工組合中央金庫				
沖 縄					
その他					

※金融機関の本店所在地にかかわらず、全国の整備事業について、いずれの金融機関でもお取扱いいただけます。

～覚書締結金融機関は、随時拡大しております。最新の情報は、当機構のHPをご覧ください。～

<http://www.wam.go.jp/wam/>

## 平成22年度 定員1人(1施設)あたりの基準単価一覧表

(単位:円)

施設種別		単価		
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム	従来型	13,400,000	
		ユニット型	17,600,000	
	養護老人ホーム		11,300,000	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)		14,700,000	
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)		103,600,000	
	老人デイサービス事業(注)1		137,200,000	
	小規模多機能型居宅介護事業(注)1		141,300,000	
	生活支援ハウス		12,300,000	
児童・母子福祉施設	老人短期入所事業 (特養等における居室整備加算を含む)	従来型	12,300,000	
		ユニット型	14,300,000	
	保育所	本 体	2,800,000	
		乳児室又はほふく室整備加算(注)1		8,400,000
		夜間保育所整備加算(注)1		14,700,000
		一時保育事業のための保育室整備加算(注)1		16,900,000
		特定保育事業のための保育室整備加算(注)1		16,900,000
		地域子育て支援相談室整備加算(注)1		23,500,000
	助産施設		11,200,000	
	乳児院	本 体	6,900,000	
		年齢延長児を受け入れるための居室整備加算		1,800,000
	母子生活支援施設	本 体(注)2	22,500,000	
		子育て短期支援事業のための居室整備加算(注)2		12,600,000
		母子家庭等子育て支援室整備加算		3,200,000
	児童養護施設	本 体	9,100,000	
		ほふく室又は養育室整備加算		560,000
	情緒障害児短期治療施設		10,100,000	
	児童自立支援施設	本 体	13,000,000	
		通所部門整備加算		4,600,000
	児童家庭支援センター(注)1		30,900,000	
放課後児童健全育成事業に係る施設(注)1		23,000,000		
乳児院等における子育て短期支援事業のための居室整備加算(母子生活支援施設を除く)		3,800,000		
保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室整備加算		1,800,000		
乳児院等における親子生活訓練室整備加算(注)1		8,400,000		
児童養護施設等における心理療法室整備加算(注)1		67,900,000		
知的障害児施設		9,200,000		
第1種自閉症児施設		14,000,000		
第2種自閉症児施設		9,500,000		



(単位:円)

施設種別		単価		
児童・母子福祉施設	知的障害児通園施設	5,000,000		
	盲ろうあ児施設	8,800,000		
	難聴幼児通園施設	3,500,000		
	肢体不自由児施設(入院治療部門)	18,200,000		
	肢体不自由児施設(通院治療部門)	5,300,000		
	肢体不自由児療護施設	9,800,000		
	肢体不自由児通園施設	5,300,000		
	重症心身障害児施設	17,800,000		
	重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	5,300,000		
	知的障害児施設等における短期入所整備加算	4,400,000		
	知的障害児施設等における発達障害者支援センター整備加算(注)1	20,600,000		
	知的障害児施設等における児童デイサービス整備加算(注)1	30,400,000		
	障害者福祉施設	生活介護を行う事業に係る施設	本 体	6,000,000
施設入所支援整備加算			3,600,000	
自立訓練を行う事業に係る施設		退院支援施設整備加算	新築・改築	2,100,000
			既存施設を改修して転換する場合	900,000
就労移行支援を行う事業に係る施設		短期入所整備加算	4,400,000	
就労継続支援を行う事業に係る施設		発達障害者支援センター整備加算(注)1	20,600,000	
共同生活介護事業に係る施設		本 体(1ユニット)	77,700,000	
共同生活援助事業に係る施設		短期入所整備加算	4,400,000	
福祉ホーム			9,900,000	
補装具製作施設(注)1			45,600,000	
盲導犬訓練施設(注)1			346,400,000	
点字図書館(注)1		107,500,000		
聴覚障害者情報提供施設(注)1		139,900,000		
保護施設	救護施設		11,600,000	
	更生施設		11,600,000	
	授産施設		5,500,000	
	宿所提供施設		4,800,000	
	社会事業授産施設		5,500,000	
婦人保護施設(注)2		9,100,000		
職員養成施設		6,200,000		
地域交流スペース(注)1		43,400,000		
地域交流スペース(防災拠点型)(注)1		61,000,000		
上記以外の施設		機構が必要と認めた額		

(注)1 1施設当たりの単価であること。

(注)2 1世帯当たりの単価であること。

(注)3 保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用する。

(注)4 補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成17年10月5日社援発第1005011号)」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入する。

## 機構借入金額の算出例

### 借入申込額の計算式

$$(\text{基準事業費※} - \text{法的・制度的補助金}) \times \text{融資率} = \text{融資限度額} (\geq \text{借入申込金額})$$

※基準事業費は、当機構の定める基準単価を用いて算出した基準事業費の合計と実際事業費の合計額とを比較して、金額の低い方を用います。

◆以下の整備内容及び実際事業費、資金計画の場合、融資限度額は算出例のようになります。

【整備内容】	
区 分	内 容
施 設 種 類	ユニット型特別養護老人ホーム
定 員	80人
整 備 内 容	新築計画

【機構基準事業費】		機構基準単価を用いて機構基準事業費を算出します。A建築工事費には、設備備品整備費も含まれています。 B大型設備等工事費とは消融雪設備や民間社会福祉施設特別整備費(植栽、花壇、庭園、遊歩道の整備工事費)などです。		
区 分		単価(千円)	定員数	金額(千円)
A 建築工事費	ユニット型特養	17,600	80人	1,408,000 ①
B 大型設備等工事費	—	—	—	— ②
C 設計監理費	①×5%	1,408,000×5%		70,400 ③
機構基準事業費 (①+②+③)				1,478,400 ④

【実際事業費】	
区 分	金額(千円)
建 設 工 事 費 (設備備品整備を含む)	1,020,000
大 型 設 備 等 工 事 費	—
設 計 監 理 費	50,000
合 計	1,070,000 ⑤

【資金計画】		金額の( )は融資限度額算出後に確定します。
区 分		金額(千円)
法 的 ・ 制 度 的 補 助 金		240,000 ⑥
機 構 借 入 金		(747,000)
自 己 資 金		(83,000)
合 計		1,070,000

【基準事業費】		機構基準事業費と実際事業費を比べ低い方が基準事業費となります。
機構基準事業費④	実際事業費⑤	基準事業費
1,478,400千円	> 1,070,000千円	→ 1,070,000千円 …⑦

【借入申込限度額】		基準事業費から法的・制度的補助金を引いた数字に融資率を掛けた額が融資限度額となります。
(基準事業費⑦) (法的・制度的補助金⑥)		融資限度額
(1,070,000千円 - 240,000千円) × 90%		= 747,000千円

※借入申込額は、10万円単位となります。

## <参考>収支モデルと借入金上限の考え方(例) ~ユニット型特別養護老人ホーム(80人定員)の場合~

### 1 収支差額からみた借入金上限

収支差額	最多元利負担率(※1)	借入金上限額
57,216千円	÷ 7.47%	= 765,944千円

(※1)最多元利負担率

借入金額を100%とした場合の償還期間中の年間最多償還額(利息を含む)の割合

(例)20年償還、据置期間2年、月賦償還、借入金利2.0%の場合

→ 7.47%(元金5.53% 利息:1.94%)

### 2 収支差額の算出

収入	支出	収支差額
351,016千円	− 293,800千円	= 57,216千円
(収入の算定式)		
定員	利用率	1日当たり収入(※2)
80人	×	96.0%
	×	12,522円
	×	365日
		= 351,016千円
(支出の算定式)		
年間収入	対収入比支出率(※3)	年間支出
351,016千円	×	83.7%
		= 293,800千円

(※2)1日当たり収入

1日当たりの事業活動収入(介護報酬、ホテルコスト等を含むすべての事業活動収入)

(※3)対収入比支出率

収入(事業活動収入)を100%とした場合の、全ての支出(人件費、一般管理費を含むすべての事業活動支出)の割合

(※2)、(※3)ともに、当機構の経営分析参考指標より

### (参考)ホテルコスト相当分は7億6,800万円

定員80人でホテルコスト6万円のうち、4万円が居住費相当と想定した場合
→ 償還期間20年間分の収入は、4万円 × 80人 × 12月 × 20年 = 7億6,800万円

## 受託金融機関一覧表

### 【銀行】 (116)

池田銀行 大正銀行  
 南都銀行 みなと銀行  
 紀陽銀行 島根銀行  
 但馬銀行 トマト銀行  
 鳥取銀行 もみじ銀行  
 山陰合同銀行 西京銀行  
 中国銀行 徳島銀行  
 広島銀行 香川銀行  
 山口銀行 愛媛銀行  
 阿波銀行 高知銀行  
 百十四銀行 福岡中央銀行  
 伊予銀行 佐賀共栄銀行  
 四国銀行 長崎銀行  
 福岡銀行 熊本ファミリー銀行  
 筑邦銀行 豊和銀行  
 佐賀銀行 宮崎太陽銀行  
 十八銀行 南日本銀行  
 親和銀行 八千代銀行  
 肥後銀行 沖縄海邦銀行  
 大分銀行  
 宮崎銀行  
 鹿児島銀行  
 西日本シティ銀行  
 琉球銀行  
 沖縄銀行  
 北洋銀行  
 きらやか銀行  
 北日本銀行  
 仙台銀行  
 福島銀行  
 大東銀行  
 東和銀行  
 栃木銀行  
 茨城銀行  
 京葉銀行  
 東日本銀行  
 東京スター銀行  
 神奈川銀行  
 大光銀行  
 長野銀行  
 富山第一銀行  
 福邦銀行  
 静岡中央銀行  
 岐阜銀行  
 愛知銀行  
 名古屋銀行  
 中京銀行  
 第三銀行  
 びわこ銀行  
 関西アーバン銀行

みずほ銀行  
 三菱東京UFJ銀行  
 三井住友銀行  
 リソナ銀行  
 みずほコーポレート銀行  
 埼玉りそな銀行  
 新生銀行  
 あおぞら銀行  
 北海道銀行  
 青森銀行  
 みちのく銀行  
 秋田銀行  
 北都銀行  
 荘内銀行  
 山形銀行  
 岩手銀行  
 東北銀行  
 七十七銀行  
 東邦銀行  
 群馬銀行  
 足利銀行  
 常陽銀行  
 関東つくば銀行  
 武蔵野銀行  
 千葉銀行  
 千葉興業銀行  
 東京都民銀行  
 横浜銀行  
 第四銀行  
 北越銀行  
 山梨中央銀行  
 八十二銀行  
 北陸銀行  
 富山銀行  
 北國銀行  
 福井銀行  
 静岡銀行  
 スルガ銀行  
 清水銀行  
 大垣共立銀行  
 十六銀行  
 三重銀行  
 百五銀行  
 滋賀銀行  
 京都銀行  
 近畿大阪銀行  
 泉州銀行

あおもり信用金庫  
 東奥信用金庫  
 八戸信用金庫  
 秋田信用金庫  
 山形信用金庫  
 米沢信用金庫  
 鶴岡信用金庫  
 盛岡信用金庫  
 宮古信用金庫  
 一関信用金庫  
 花巻信用金庫  
 杜の都信用金庫  
 宮城第一信用金庫  
 石巻信用金庫  
 仙南信用金庫  
 会津信用金庫  
 郡山信用金庫  
 白河信用金庫  
 須賀川信用金庫  
 ひまわり信用金庫  
 二本松信用金庫  
 福島信用金庫  
 高崎信用金庫  
 桐生信用金庫  
 アイオー信用金庫  
 利根郡信用金庫  
 館林信用金庫  
 北群馬信用金庫  
 しののめ信用金庫  
 栃木信用金庫  
 鹿沼相互信用金庫  
 水戸信用金庫  
 埼玉縣信用金庫  
 川口信用金庫  
 青木信用金庫  
 飯能信用金庫  
 千葉信用金庫  
 銚子信用金庫  
 東京ベイ信用金庫  
 館山信用金庫  
 佐原信用金庫  
 横浜信用金庫  
 三浦藤沢信用金庫  
 湘南信用金庫  
 川崎信用金庫  
 平塚信用金庫  
 さがみ信用金庫  
 中栄信用金庫  
 朝日信用金庫  
 さわか信用金庫

### 【信託銀行】 (4)

三菱UFJ信託銀行  
 みずほ信託銀行  
 中央三井信託銀行  
 住友信託銀行

### 【信用金庫】 (206)

札幌信用金庫  
 室蘭信用金庫  
 空知信用金庫  
 苫小牧信用金庫  
 北門信用金庫  
 北空知信用金庫  
 日高信用金庫  
 渡島信用金庫  
 小樽信用金庫  
 北海信用金庫  
 旭川信用金庫  
 稚内信用金庫  
 留萌信用金庫  
 北星信用金庫  
 帯広信用金庫  
 釧路信用金庫  
 大地みらい信用金庫  
 北見信用金庫  
 網走信用金庫  
 紋別信用金庫  
 遠軽信用金庫

東京シティ信用金庫  
 芝信用金庫  
 東京東信用金庫  
 亀有信用金庫  
 足立成和信用金庫  
 西京信用金庫  
 西武信用金庫  
 東京信用金庫  
 城北信用金庫  
 瀧野川信用金庫  
 巣鴨信用金庫  
 青梅信用金庫  
 多摩信用金庫  
 新潟信用金庫  
 三条信用金庫  
 上越信用金庫  
 甲府信用金庫  
 山梨信用金庫  
 長野信用金庫  
 松本信用金庫  
 上田信用金庫  
 諏訪信用金庫  
 飯田信用金庫  
 アルプス中央信用金庫  
 富山信用金庫  
 高岡信用金庫  
 にかわ信用金庫  
 氷見伏木信用金庫  
 上市信用金庫  
 金沢信用金庫  
 のと共栄信用金庫  
 北陸信用金庫  
 鶴来信用金庫  
 興能信用金庫  
 福井信用金庫  
 敦賀信用金庫  
 越前信用金庫  
 静岡信用金庫  
 静岡信用金庫  
 浜松信用金庫  
 沼津信用金庫  
 三島信用金庫  
 富士宮信用金庫  
 島田信用金庫  
 磐田信用金庫  
 焼津信用金庫  
 掛川信用金庫  
 富士信用金庫  
 遠州信用金庫  
 岐阜信用金庫  
 大垣信用金庫  
 高山信用金庫

東濃信用金庫  
 関信用金庫  
 西濃信用金庫  
 豊橋信用金庫  
 岡崎信用金庫  
 いちい信用金庫  
 瀬戸信用金庫  
 半田信用金庫  
 知多信用金庫  
 豊川信用金庫  
 豊田信用金庫  
 碧海信用金庫  
 西尾信用金庫  
 蒲郡信用金庫  
 中日信用金庫  
 東春信用金庫  
 津信用金庫  
 北伊勢上野信用金庫  
 三重信用金庫  
 桑名信用金庫  
 長浜信用金庫  
 湖東信用金庫  
 滋賀中央信用金庫  
 京都信用金庫  
 京都中央信用金庫  
 京都北都信用金庫  
 大阪信用金庫  
 大阪市信用金庫  
 永和信用金庫  
 十三信用金庫  
 大阪東信用金庫  
 摂津水都信用金庫  
 奈良信用金庫  
 大和信用金庫  
 奈良中央信用金庫  
 きのくに信用金庫  
 姫路信用金庫  
 播州信用金庫  
 兵庫信用金庫  
 尼崎信用金庫  
 日新信用金庫  
 淡路信用金庫  
 但馬信用金庫  
 西兵庫信用金庫  
 中兵庫信用金庫  
 但陽信用金庫  
 鳥取信用金庫  
 米子信用金庫  
 倉吉信用金庫  
 島根中央信用金庫  
 おかやま信用金庫  
 水島信用金庫

津山信用金庫  
 玉島信用金庫  
 吉備信用金庫  
 広島信用金庫  
 呉信用金庫  
 しまなみ信用金庫  
 西中国信用金庫  
 徳島信用金庫  
 高松信用金庫  
 観音寺信用金庫  
 愛媛信用金庫  
 東予信用金庫  
 幡多信用金庫  
 高知信用金庫  
 福岡ひびき信用金庫  
 大川信用金庫  
 遠賀信用金庫  
 唐津信用金庫  
 佐賀信用金庫  
 西九州信用金庫  
 たちばな信用金庫  
 熊本信用金庫  
 熊本第一信用金庫  
 熊本中央信用金庫  
 大分信用金庫  
 大分みらい信用金庫  
 高鍋信用金庫  
 鹿児島信用金庫  
 鹿児島相互信用金庫  
 奄美大島信用金庫  
 ゴザ信用金庫

【組合金融機関】 (1)

商工組合中央金庫

【信用組合】 (30)

岩手県医師信用組合  
 山形県医師信用組合  
 茨城県信用組合  
 群馬県医師信用組合  
 埼玉県医師信用組合  
 神奈川県医師信用組合  
 神奈川県歯科医師信用組合  
 静岡県医師信用組合  
 新潟県信用組合  
 都留信用組合  
 長野県信用組合  
 富山県医師信用組合  
 石川県医師信用組合  
 福井県医師信用組合

愛知県医療信用組合  
 愛知県医師信用組合  
 岐阜商工信用組合  
 岐阜県医師信用組合  
 滋賀県信用組合  
 大阪府医師信用組合  
 兵庫県医療信用組合  
 兵庫県信用組合  
 淡陽信用組合  
 和歌山県医師信用組合  
 広島県信用組合  
 福岡県医師信用組合  
 佐賀県医師信用組合  
 長崎県医師信用組合  
 熊本県医師信用組合  
 鹿児島県医師信用組合

(平成22年3月1日現在)

## <参考>貸付利率表

(平成22年3月10日現在)

※( )は、アスベスト(石綿)除去等の整備事業にかかる建築資金の利率

施設の種類	資金の種類	利率	
		固定金利	10年経過後金利見直し
社会福祉事業施設 (介護関連施設を除く)	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金 経営資金	年1.60%	年1.20%
介護関連施設(※)	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金 経営資金	年1.70% (年1.65%)	年1.30% (年1.25%)
保育士養成施設 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 職員研修施設	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	年1.80% (年1.70%)	年1.40% (年1.30%)
特定有料老人ホーム	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	年2.10% (年1.70%)	年1.70% (年1.30%)
特定非営利活動法人または 営利法人等が行う 認知症高齢者グループホーム等	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金 経営資金	年2.10% (年1.70%)	年1.70% (年1.30%)

※介護関連施設に含まれる施設

特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業、老人短期入所施設、老人介護支援センター

○利率は金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

○整備事業によっては、貸付利率を優遇します。詳しくはP13～18をご覧ください。

利率は、随時変動します。最新の金利情報についてはホームページをご覧ください

<http://www.wam.go.jp/wam/>

## 経営支援事業について

福祉医療機構では、社会福祉施設および医療施設の経営の健全性と安定性の確保をお手伝いするために、以下の経営支援事業を行っております。

貸付事業とあわせて、是非ご利用いただきますようお願い致します。

## ● 経営支援の種類 ●

### 1 個別経営診断

診断の申込み内容にそって、その施設がもつ特殊事情等にも配慮しながら、診断を行います。個別経営診断は下記の3種類をご用意しております。

「簡易経営診断」……単年度の経営状況を同種施設の全国平均と比較します。

「経営分析診断」……3か年の経営状況を同種・同規模施設と比較します。地域の状況、政策動向等を加えた、「簡易経営診断」より詳細な診断です。

「実地調査を伴う診断」……貴施設にお伺いし、総合的な調査・分析を行ったうえで、具体的な改善策を提案します。

福祉施設:特別養護老人ホーム、ケアハウス

医療施設:病院、介護老人保健施設

その他の施設については、お問い合わせ下さい。

### 2 経営セミナーの開催

全国数か所において、施設形態に合わせたセミナーを開催しています。セミナーの詳細については、下記HPアドレスでご確認下さい。

## ● 料 金 ●

料金はおおよそ次のとおりですが、詳しくは直接当機構（経営支援室）にお問い合わせ下さい。

### 1 個別経営診断

簡易経営診断（福祉・医療施設とも）……………1万円

経営分析診断（福祉施設）……………5万円

（病院）……………8万円

（介護老人保健施設）……………5万円

実地調査を伴う診断 ……………30万円～ 詳細についてはお問い合わせ下さい。

### 2 経営セミナー

8千円（複数日にわたるものは1日当たり8千円となります。）

個別経営診断に関するお問い合わせ：経営支援室 経営支援課

TEL (03) 3438-9935 FAX (03) 3438-0371

HPアドレス <http://www.wam.go.jp/wam/>

機構トップページ > 経営支援事業のご案内 > 経営診断のご案内

経営セミナーに関するお問い合わせ：経営支援室 経営企画課

TEL (03) 3438-9932 FAX (03) 3438-0371

HPアドレス <http://www.wam.go.jp/wam/>

機構トップページ > 経営支援事業のご案内 > 福祉・医療経営セミナーのご案内

## WAMNETの会員登録について

ワムネットは独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉・保健・医療に関する総合情報提供サイトです。介護・医療・福祉事業者などの情報をインターネットで広く一般の方々に提供するとともに（ワムネットオープン、ワムネットプラスなど）、会員登録された介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、福祉施設、医療機関、行政機関の方々の情報交換・情報発信の場（ワムネットコミュニティ）などを提供しています。

### ■会員登録（無料）すると

- ① ワムネットオープンの自施設・機関のページに独自の情報を追加掲載することができます！
- ② 会員同士で意見交換をすることができます！
- ③ メールマガジンをお届けします。



「会員登録」をクリック



「利用規約に同意して登録する」をクリック



▲申請メニュー画面

ご自身の施設に該当するものを選択し、以降、画面の指示に従って入力・申請を行って下さい。

### ■会員登録手続きについて

- ① ワムネットトップページ (<http://www.wam.go.jp>) へアクセスして下さい。
- ② 画面左側メニューの中から「会員登録」をクリックし、画面の指示に沿って利用申請書を作成して下さい。
- ③ 印刷した利用申請書に捺印し、添付書類と一緒に機構へ郵送して下さい。
- ④ 書類到着後、機構にて審査を行い、審査後に利用承認が行われます。
- ⑤ 利用のためのIDとパスワードがメールで通知されます。
- ⑥ ワムネットトップページの「会員入口」または「会員専用」よりメールで通知されたIDとパスワードを入力して、ワムネットコミュニティの利用開始です。

## 会員登録に関するお問い合わせ

独立行政法人福祉医療機構 情報システム部 WAMNET事業課

TEL (03) 3438-9948 FAX (03) 3438-0584

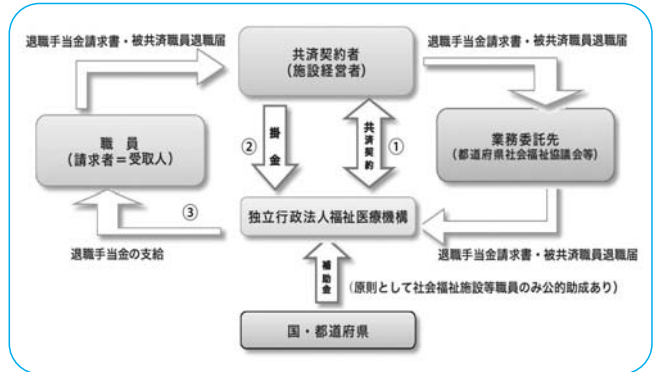


## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

退職手当共済制度は、社会福祉施設等に従事する職員が退職した際に退職手当金を支給する制度で、昭和36年に創設され社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき福祉医療機構が運営しています。

### ● 制度の仕組み ●

- ① 社会福祉法人と福祉医療機構が共済契約を締結します。
- ② 共済契約を締結した共済契約者（施設経営者）は、毎年度4月1日時点の施設区分・職員数に応じて掛金を機構にお支払いいただきます。
- ③ 職員が退職したときは、退職者の指定された口座に退職手当金を直接お振込みいたします。



### ● 加入の要件 ●

加入対象法人…「社会福祉施設等」または「特定介護保険施設等」を運営する社会福祉法人

加入対象施設…この制度の加入施設は、次の3つの区分に分かれます。

- 社会福祉施設等……………おもに児童福祉関係または障害者福祉関係の施設・事業
- 特定介護保険施設等…介護保険サービスの対象となる老人福祉関係の施設・事業
- 申出施設等……………「社会福祉施設等」・「特定介護保険施設等」以外の施設・事業

加入対象職員…加入対象施設の業務に常時従事する職員

### ● 掛 金 ●

納付する掛金額は4月1日現在の被共済職員数に応じて算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{納付する掛金額} &= \text{①} + \text{②} + \text{③} \\
 \text{① 単位掛金額} &\quad \times \quad \text{社会福祉施設等職員数} \\
 \text{② 単位掛金額} &\quad \times \quad \frac{3}{100} \quad \times \quad \text{特定介護保険施設等職員数} \\
 \text{③ 単位掛金額} &\quad \times \quad \frac{3}{100} \quad \times \quad \text{申出施設等職員数}
 \end{aligned}$$

単位掛金額（職員1人当たりの年額）は毎年度、厚生労働大臣が定めます。（平成22年度は44,700円です）  
 社会福祉施設等職員の掛金については国、都道府県の補助があります。  
 掛金は共済契約者（法人）の負担で、被共済職員に負担させることはできません。  
 お支払い頂いた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。

### ● 退職手当金の計算方法 ●

退職手当金の額は、退職前6ヶ月の平均本俸から求めた「計算基礎額」に被共済職員期間に応じた「支給乗率」を乗じて得た額です。

退職手当支給例1  
 被共済職員期間 …………… 10 年  
 退職前6ヶ月の平均本俸 …… 23.0 万円  
 支給額 …………… 約148.5 万円

退職手当支給例2  
 被共済職員期間 …………… 20 年  
 退職前6ヶ月の平均本俸 …… 28.8 万円  
 支給額 …………… 約529.2 万円

退職共済制度加入に関するお問い合わせ：共済部 計画課

TEL (03) 3438-0222 FAX (03) 3438-9261

## 福祉貸付事業における個人情報の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、ご提供いただく個人情報は、下記目的により利用いたします。

1. ご本人さまの確認のため
2. ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
3. 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
4. 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
5. (特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方)

独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付)特約火災保険制度の契約に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため

- ※ 個人情報のほか、融資業務において知り得たお客様の情報についても、上記と同様の目的、用途で利用させていただきます。
- ※ 業務上知り得たお客様に関する情報は、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄しております。

## 概要 (平成22年4月1日現在)

- 名称 独立行政法人福祉医療機構  
(英語表記:WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY)
- 所在地 [本 部] 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 (神谷町セントラルプレイス9階・10階)  
[大阪支店] 大阪市中央区南本町3丁目6番14号 (イトウビル3階)
- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)
- 主管省庁 厚生労働省
- 資 本 金 2兆6,852億9,753万698円 (全額政府出資)
- 役 職 員 261名  
役員7名 (非常勤役員1名を含む)  
職員254名

## 沿革



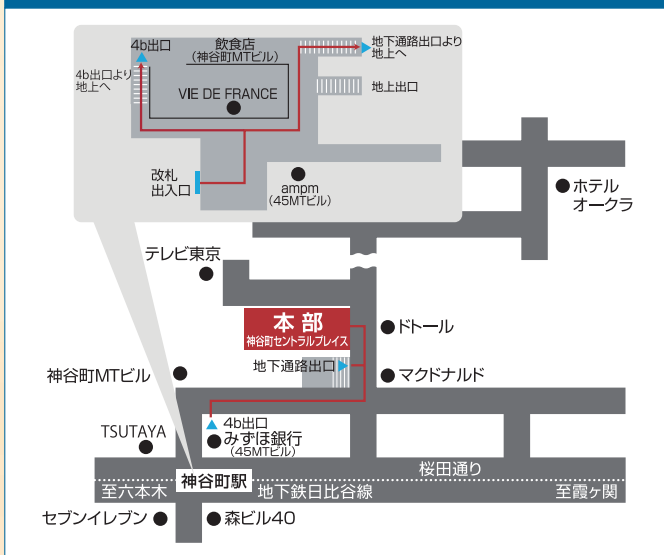
※1 開業医承継支援事業は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基づき、平成20年3月末をもって廃止。

※2 本事業は、昭和63年度補正予算による政府からの出資金の運用益をもとに在宅介護を振興するための事業実施がはじまりである。社会福祉・医療事業団法の一部改正により、平成2年8月1日付で「長寿社会福祉基金」が創設された。なお、本事業は基金の国庫返納に伴い、平成22年度から社会福祉振興助成事業として実施している。

※3 教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成20年3月末をもって休止。

## 独立行政法人 福祉医療機構

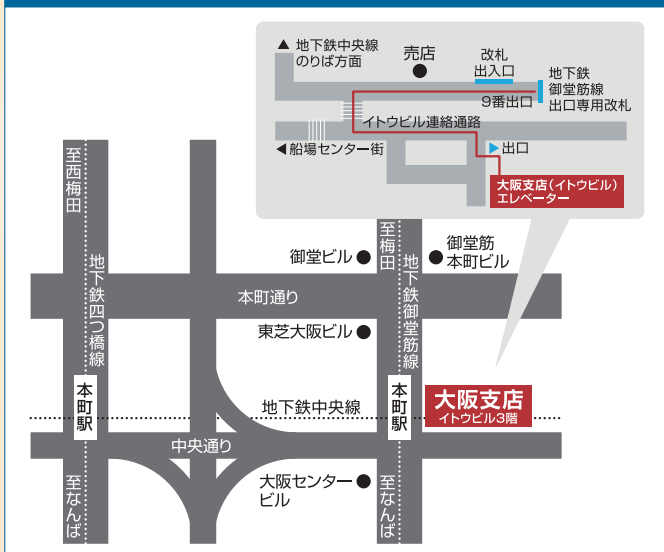
### 本部案内図



### 本部

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13  
 (神谷町セントラルプレイス9階)  
 福祉貸付部 福祉審査課 融資相談係  
 TEL (03) 3438-9298  
 FAX (03) 3438-0583  
 地下鉄：日比谷線神谷町駅 (虎ノ門方面4番出口)  
 より徒歩3分  
 J R：新橋駅又は浜松町駅よりタクシー約10分

### 大阪支店案内図



### 大阪支店

〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14  
 (イトウビル3階)  
 福祉審査課 融資相談係  
 TEL (06) 6252-0216  
 FAX (06) 6252-0257  
 地下鉄：御堂筋線本町駅イトウビル9番出口



当機構は、2005年4月にISO9001の認証を取得しました。